

建設工事等の低入札価格調査制度の改正について

1 要旨・目的

県発注工事等における低入札価格調査制度について、応札者によりわかりやすい運用とするための見直しを行う。

2 現状・背景

低入札価格調査制度における「調査基準価格」と「総額失格基準」が、同一の算出方法となっていないため、応札者にわかりにくい制度となっている。

また、主に応札者が5者以上の案件において、調査基準価格の下限値付近でくじ引きとなるケースが一定程度発生している。

【低入札調査制度の内容】

	応札者5者未満	応札者5者以上
調査基準価格	入札価格の平均額×0.95	入札価格の平均額× 0.95
総額失格基準	入札価格の平均額×0.9	入札価格の平均額- 標準偏差(1σ)

【調査基準価格】

低入札価格調査を実施するかどうかを判断する基準(同価格を下回る場合に低入札価格調査を実施)

【総額失格基準】

低入札価格調査を実施した際に、適正な履行を確保できるかどうかを判断する基準

(総額失格基準を下回る入札となった場合、入札失格となるため、総額失格基準は調査基準価格より低い水準で設定)

【標準偏差】

特定のデータが母集団における標準的な水準の範囲内に収まっているかどうかを示す指標

3 概要

(1) 見直しの内容

調査基準価格の算出方法を次のとおり見直す。

	応札者5者未満	応札者5者以上
現行	入札価格の平均額×0.95	入札価格の平均額×0.95
改正後	入札価格の平均額×0.95	入札価格の平均額-標準偏差(0.5σ)

※調査基準価格の設定範囲は従来どおり(予定価格の82%から92%(測量・建設コンサルタント等業務は90%))

※応札者数は、予定価格に対して適切に積算されていると認められないものを除いたもの

(2) 対象者

建設事業者等

(3) 適用対象

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び土木建築局が所管する地域維持事業に係る業務(電子入札の対象案件に限る)

(4) スケジュール

7月中旬以降に開札する工事等から実施

(5) 予算(補助事業・単県)

4 その他(関連情報等)

広島県の調達情報ホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)